

付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）記載の手引

（令和2年改正）

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) 清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「 <div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> { <div style="text-align: center;"> 第1号 ・ 第3号 </div> } </div> に掲げる事業 </div>	事業の区分に応じて、「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 「収益配分額の計算」(①から④までの欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人（以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。） 第6号様式別表5の2の2の⑳、㉑又は㉒の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の㉓、第6号様式別表5の4の㉔又は第6号様式別表5の5の㉕の各欄の金額
3 「単年度損益⑤」	(1) 法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式㉖」とあるのは「(第6号様式㉖－別表10㉗)」と、「別表5㉘」とあるのは「(別表5㉘－別表10㉗)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (2) 法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合があります。）の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式㉖」とあるのは「(第6号様式㉖－別表10㉘)」と、「別表5㉘」とあるのは「(別表5㉘－別表10㉘)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (3) 法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。)の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式㉖」とあるのは「(第6号様式㉖－別表11㉙)」と、「別表5㉘」とあるのは「(別表5㉘－別表11㉙)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (4) 法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人 「第6号様式㉖」とあるのは「(第6号様式㉖－別表11㉙)」と、「別表5㉘」とあるのは「(別表5㉘－別表11㉙)」と読み替えて計算した金額を記載してください。 (5) 租税特別措置法第59条の2又は第68条の62の2の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表4）の(33)又は法人税の明細書（別表4の2付表）の(41)の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載してください。 (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項又は第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表17(2)の3）の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2(3)付表一）の(10)の計の欄から(28)の欄を控除した金額を加算した金額を記載してください。 (7) 第6号様式別表5の㉚から㉜まで及び㉝の各欄に記載のある法人 これらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉞に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載してください。 ※本都内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。
4 「付加価値額⑥」	※この欄の金額が零又は負数である場合は、零を記載してください。
5 「収益配分額のうち報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。 ⑥の欄が零の場合には、記載しないでください。
6 「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載してください。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
7 「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が70%を超える場合に限り記載してください。
8 「雇用者給与等支給増加額⑩」	第6号様式別表5の6の2の㉟の欄の金額を記載します。

9 「資本金等の額⑫」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）とその他の事業とを併せて行う法人((2)又は(3)に掲げる法人も含みます。） 第6号様式別表5の2の3の⑫の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑬の欄の金額</p> <p>(3) 法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定又は第2項の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑭の欄の金額</p> <p>(4) 課税標準の特例(法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第18項)の規定を受ける法人 銀行法第5条第1項に規定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例(法附則第9条第3項)の規定の適用を受ける法人 10億円</p> <p>(6) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の⑮の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の⑯の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>
10 「当該事業年度の月数⑬」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。</p> <p>また、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載してください。</p>
11 「⑫×⑬/12 ⑭」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>
12 「控除額計⑮」	<p>次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人((2)に掲げる法人である場合を含みます。) 第6号様式別表5の2の3の⑯の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例(法附則第9条第4項から第7項まで)の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の⑰の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の⑱の欄の金額</p> <p>(4) 法第72条の21第6項(一定の持株会社の資本金等の額の算定)の規定を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の⑲の欄の金額</p>
13 「⑮のうち年1,000億円以下の金額⑰」、「⑮のうち年1,000億円を超え年5,000億円以下の金額」×50/100⑱及び「⑮のうち年5,000億円を超え年1兆円以下の金額」×25/100⑲」	<p>(1) 事業年度が1年に満たない場合における⑰から⑲までの各欄の区分の金額は、それぞれ当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額とします。</p> <p>(2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。</p>
14 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」及び「計㉒」	<p>法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載してください。次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。))に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。))に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計㉒」の欄には、㉑欄と㉑欄の合計を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の途中において収入金額等課税事業を開始した場合</p> <p>(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の途中において所得等課税事業を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の途中において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合</p> <p>※従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とします。</p>
15 「課税標準となる資本金等の額 ㉓」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載してください。</p>
16 「2. 資本金等の額の明細」(㉔から㉕までの欄)	<p>「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の欄は、法人税法上の資本金等の額(法人税の明細書(別表5(1))に記載したところに準じた金額)又は連結個別資本金等の額(法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)に記載したところに準じた金額)を記載してください。</p>